

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年6月18日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ナイジェリア国初等理数科教育及び職業教育のモデル校における教育環境整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：ナイジェリア国初等理数科教育及び職業教育のモデル
校における教育環境整備計画準備調査（QCBS-ランプ
サム型）

調達管理番号：25a00257

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2. 「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 6 月 18 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナイジェリア国初等理数科教育及び職業教育のモデル校における教育環境整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年8月～2026年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

2025年度末（2026年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 基礎教育グループ基礎教育第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 6月 24日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 6月 25日 12時まで
3	質問への回答	2025年 6月 30日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年 7月 4日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年 7月 24日 10時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/YiEuRZArCn>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより

行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (2) に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサル
タントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきまして
は、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、
選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入
力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	女子児童の学習継続の妨げとなっている要因など、男女格差是正に関する情報収集や課題分析の方法	第3条(9) クラスタ事業戦略での本件の位置づけ 第4条(8) ジェンダー視点に立った調査・計画
2	中学校の支援可能性検討にかかる調査項目及び調査方法	第3条(9) クラスタ事業戦略での本件の位置づけ
3	自然条件調査の実施方法	第4条(5)
4	サイト状況調査の実施方法	第4条(6)

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等 (以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。)

☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)

☒ 同「補完編(建築分野)」(2023年4月)

☒ 同「機材編」(2023年4月)

☒ 施設・機材等調達方式(現地企業活用型)に係る概略事業費積算マニュアル(改訂版)(2021年4月)

(イ) 環境社会配慮ガイドライン (以下「JICA環境社会ガイドライン」という。)

☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022年1月)

(ウ) 気候変動対策ツール (以下「気候変動対策ツール」という。)

☒ 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT: 緩和策 Mitigation)

☒ 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT: 適応策 Adaptation)

☒ JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

☒ JICA不正腐敗防止ガイダンス

☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2022年10月)

☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン

☒ ODA建設工事安全管理ガイダンス (以下「安全管理ガイダンス」という。)

☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例 (以下「開発課題別の指標例」という。)

☒ 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

☒ JICAグローバルアジェンダ(課題別事業戦略)

(3) 計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

- 以下の段階においては、日本側関係者が開催する会議に参加し、関係者と議論して内容を検討する。
 - (ア) 初回現地調査派遣前
 - 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。
 - (イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時
 - 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。
 - (ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前
 - 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「ナイジェリア連邦共和国 第二次小学校建設計画」（2010年）
 - ② 「ナイジェリア連邦共和国 オヨ州小学校建設計画」（2014年）
 - ③ 「ザンビア国 STEM 中等学校における理数科教育強化計画準備調査」（2023年）
 - ④ 「ナイジェリア連邦共和国 基礎教育学びの改善へ向けた情報収集・確認調査」（2025年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

☒本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

(7) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリCに分類される。

(8) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

☒本事業は施設・機材等調達方式（現地企業活用型）による実施（競争入札による現地業者を選定）を想定しており、調査においては以下の点に留意する。

- 相手国に登録されている企業を対象とした競争入札を想定し、本業務を受注したコンサルタントが現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討すること。
- 現地企業の能力を慎重に分析し、本事業実施段階において必要と判断される場合は、本邦コンサルタントによる現地企業の施工管理支援（資機材の調達計画策定支援、施工図／製作図作成支援等）の実施も含め、円滑な事業実施・施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画／調達計画等に反映すること。
- 入札公示から契約までの手続や工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応について相手国実施機関の実施体制を考慮し、弁護士または調達アドバイザーの配置の必要性の有無等も検討すること。

(9) クラスタ事業戦略での本件の位置づけ

☒本業務はクラスタ事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める [JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）](#)³の「8. 教育」に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国

³保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスタ事業戦略」として、取り組みを強化しています。

内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。

- また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。
 - ① ナイジェリア連邦共和国 基礎教育アドバイザー（2024-）
 - ② ナイジェリア連邦共和国 基礎教育学びの改善へ向けた情報収集・確認調査
 - ③ ナイジェリア連邦共和国 初等理数科強化プロジェクト（Strengthening Mathematics and Science Education。以下、「SMASE」という。）
（2006-2009、2010-2014）
- 施設及び機材の整備にあたっては、2025年度9月導入予定の新カリキュラムを含めた教育課程上の位置づけ、妥当性を明確にし、また、新たに整備する施設機材の活用見込みを十分に調査すること。
- 本事業では、別紙1案件概要にある通り、女子の学習継続、男女格差の是正を図ることも目的に掲げていることから、対象校の教員及び児童の女性比率を確認し、女子児童の中退や学習継続の妨げとなっている要因を分析し課題の把握を行う。その上で、施設設計や機材選定における本事業での対応可能性について検討すること。⁴
- 政府は就学継続促進の観点から、小中併設校の整備を進める意向を示しており、本事業の対象校のうち4校については既に中学校が併設されている。これら政府の意向、政策等も確認した上で、事業効果発現の観点で効果的であれば併設の中学校施設への支援可能性も合わせて検討すること。⁵

（10）発注者の既存事業との連携可能性の検討

☒本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

想定する既往案件は上記（9）のとおり。

- 先方政府の実施体制や機材の使用や維持にかかる研修等の計画については、現在派遣中の「基礎教育アドバイザー」と連携、協議の上効果的な実施に努めること。
- 本事業の支援対象である地域拠点モデル校はSMASEで導入された現職教員研修の会場でもあるため、本事業で整備される理科実験室や実験用機材がSMASE研修で活用され、現職教員研修の質向上に資することが期待される。現地調査において、新カリキュラム導入後も含めた今後の現職教員研修の実施方針を確認するとともに、本事業により整備された施設や機材等の現職教員研修等での活用方針に

⁴ 女子児童の学習継続の妨げとなっている要因など、男女格差是正に関する情報収集や課題分析の方法を提案してください。

⁵ 中学校の支援可能性検討にかかる調査項目及び調査方法を提案してください。

ついて確認し、整備される施設・機材が有効活用されるよう先方対応事項等を整理する。

- なお、ナイジェリアでは無償資金協力「社会課題に取り組むスタートアップ企業を支援する環境整備計画」（以下リンク）を実施中である。当該事業の対象となるスタートアップ企業等との連携可能性についても情報収集を行い検討すること。

ナイジェリア連邦共和国に対する無償資金協力2件（「社会課題に取り組むスタートアップ企業を支援する環境整備計画」及び「アブジャにおける起業家支援施設整備計画」）に関する書簡の署名・交換 | 外務省

（11）相手国関係機関の調整

☒ 本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 事業実施体制を構成する組織に加え、関係する教育機関も交え調査及び事業の進め方について検討を行うこと。
- 機材の選定については、SMASE 研修等現職教員研修を実施する全国教員研修所（National Teachers' Institute）にも情報共有及び協議を行いつつ本業務にあたること。
- インセプション・レポート等の各種打合せに際しては必要に応じて関係省庁にも情報共有を行うなど、関連機関にも情報共有を行いつつ本業務にあたること。

第4条 業務の内容

（1）業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（2）インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

（3）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 教育・社会事情調査

- ① 国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画等、上位計画の概要と本事業の位置づけを確認する。
- ② 本事業計画の実施妥当性を検証するために必要となる教育セクターの基本統計、データ、資料等を収集する。
- ③ 相手国における初等及び前期中等学校教室建設及び理科実験室並びに職業教育用の技術室整備の進捗状況と今後の整備計画、社会環境を調査し、対象校の位置づけを確認する。
- ④ 初等及び前期中等教育における1教室あたりの適正生徒数等の基準や教育施設整備基準等を確認する。
- ⑤ 対象校周辺学校における教員配置状況、及びその資質（教員資格等）を確認する。
- ⑥ ナイジェリア国内における初等及び前期中等教員（理科及び職業教育を含む）の育成状況と今後の計画を確認する。
- ⑦ 全国の初等及び前期中等学校における教員採用・配置計画を確認する。
- ⑧ 対象校における教員等の配置準備（予算手当含む）、及びその資質（教員資格等）について確認する。
- ⑨ 代表的な初等及び前期中等学校における年間の学校運営予算（学費、政府補助金等）に関し、予算計画及びその執行管理状況を確認し、施設の維持管理に関する実態を確認する。
- ⑩ 主要な他ドナーによる教育分野の事業概要を確認する。またそれらとの連携可能性を確認する。
- ⑪ 他ドナーによる初等及び前期中等学校施設及び理科実験室並びに職業教育用の技術室整備の計画、実施状況（実施体制、設計・仕様、施設供与後の年数や現状（劣化状況含む）、建設費等）を把握し、計画の参考とする。初等及び前期中等学校設整備計画に関しては、建設予定校、協力内容等を確認し、本プロジェクトとの重複がないことを確認する。
- ⑫ ナイジェリアのスクールイヤーを確認する。

(5) 自然条件調査⁶

☒概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。

- ① 気象・風況調査（机上調査、一式）
- ② 地形測量（空中写真測量、1/1000、8000km²）
- ③ 地質調査（地形・地表地質調査 8000km²）
- ④ 地下埋設物調査

⁶ 自然条件調査の実施方法を提案してください。

(6) サイト状況調査⁷

☒設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

- ① 既存施設・機材状況調査
既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等
- ② 設置予定場所状況の調査
設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等
- ③ 支障物件
建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス
- ④ 地形・地質測量、地下埋設物の調査
- ⑤ 治安及び安全性（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状況、サイトまでの移動時間等）
- ⑥ アクセスや水源等を含むサイト条件
- ⑦ 雨水排水の状況
- ⑧ 土地の確保
- ⑨ 周辺施設の整備及び開発状況
- ⑩ 施工監理拠点からサイトまでの距離

(7) 環境社会配慮にかかる調査

☒本業務では以下の対応を行う。

本事業は JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）に基づき、カテゴリ C に分類されている。ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、経済社会状況等）の確認、先方政府の環境社会配慮制度・組織・法令・基準の確認を行い、Environmental Impact Assessment (EIA) レベルか否かの確認を行う。

(8) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

⁷ サイト状況調査の実施方法を提案してください。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

- (ア) 社会・ジェンダー分析を行う。
- (イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- (ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- (エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

③ 調査項目として下記を含める。

- 施設・機材がジェンダー視点に立ったものとなっているか
- 対象校の教員及び児童の女性比率
- 教育分野における男女格差、女子児童の中退に関する要因分析
- 理系選択における男女格差の有無、格差是正にかかる政府の取り組み
- 施設設計や機材選定におけるジェンダー視点の組み込み可能性
- 女子児童の就学継続に資する施設・設備上の工夫
- 建設作業員のジェンダー別の職場環境、SGBV等のリスク

(9) 障害配慮に関する検討・計画

☑本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(10) 気候変動対策案件としての検討

☑本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

- 具体的には、施設整備における太陽光発電パネルの設置、教室内温度の高温化を避ける省エネルギー型の技術等の導入の可能性の検討を行う。

☑「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たった適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。

- 具体的には、気候変動由来の災害リスクを勘案した施設の立地選定、災害に強い強靱な施設の導入、地域防災拠点としての活用等の可能性の検討を行う。

(11) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材、理科・職業教育機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
 - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
 - ③ 第三国調達の可能性の検討
 - ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(12) 施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。

(13) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

(14) 施工計画の立案

☒以下の施工計画について検討・作成する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項（現地特有の工法採用の可能性の検討）
- ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画（輸入資機材を想定した計画を含む）
- ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
- ⑦ 実施工程
- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- ⑩ 施工監理計画
 - 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

(15) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(16) 技術支援計画の検討、計画策定

☒本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(17) 施工時の工事安全対策に関する検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

(18) 内部照査の実施

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

(19) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協カ対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項⁸（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(20) 免税情報の収集・整理

☒本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁹を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告す

⁸ これら調査の結果は無償資金協カとして事業を実施する際の相手国側負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

⁹ 無償資金協カ事業では免税が原則である。

る。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（２１）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（２２）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する¹⁰。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（２３）想定される事業リスクの検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

（２４）事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

（２５）事業概要の本邦企業への説明

☒本業務では当該項目は適用しない。

（２６）協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

¹⁰ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

(27) 協力準備調査報告書（案）の説明

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(28) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹¹も作成する。

第5条 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

¹¹ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1
インセプション・レポート	初回現地調査前	日本語	電子データ	1
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	1
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	日本語	電子データ	1
協力準備調査報告書 (案)	解析後	日本語	電子データ	1
		英語	電子データ	1
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1
進捗報告書 ¹² の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1
概要資料 (案)	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限 (最終期を除く)	日本語	電子データ	1
		英語	電子データ	1
協力準備調査報告書 (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1
		英語	CD-R	1
協力準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
		日本語	製本	2 部
		英語	CD-R	2 部
		英語	製本	5 部
概略事業費積算内訳書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2
機材仕様書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2
		英語	電子データ	2
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	1

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書 (案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

¹² Project Monitoring Report (PMR)

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「[進捗報告・Project Monitoring Report \(PMR\)](#)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報¹³の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(6) 環境社会配慮に関する資料

第6条 再委託

- ☒本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地形測量調査	建設予定敷地内 平板測量、縦横断測量	一式	定額計上
2	地質調査	建設予定敷地内ボーリング調査	一式	定額計上
3	地下埋設物調査	建設予定敷地内	一式	定額計上

第7条 機材の調達

- ☒本業務では、機材調達の実施を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

¹³ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

1. 基本情報

- (1) 国名：ナイジェリア連邦共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：連邦首都行政区（約 480 万人）、ナサラワ州（約 363 万人）、ベヌエ州（約 668 万人）
- (3) 案件名：初等理数科教育及び職業教育のモデル校における教育環境整備（The Project for Educational Environment Improvement at Model Schools for Primary Mathematics and Science Education and Vocational Education）
- (4) 事業の要約：ナイジェリア全国基礎教育委員会が指定する対象州地域拠点モデル校（小学校）において、初等理数科教育及び職業教育に必要な施設・機材、及び女子児童の学校での学習継続に資する施設・機材整備を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ナイジェリア連邦共和国（以下、「ナイジェリア」という。）は、アフリカ大陸第一位となる人口約 2.2 億人を擁する。同国は巨大な労働市場を有しているものの、経済成長の原油依存により産業の多角化が進んでおらず、同国政府は 2022 年に「スタートアップ法」を策定し、同国の起業家育成を通じた産業多角化の推進を打ち出している。しかし、起業家育成の基盤となる教育セクターでは、小学校 5 年生児童のうち、最低限習得しなければならない学力に達しない児童は算数において 61%、基礎科学・技術では 50%となっており、産業の発展に必要な知識を有した人材が不足している現状である（UBEC、2022）。

ナイジェリア連邦教育省（以下、「FME」という。）は 2024 年に「新たな希望のためのナイジェリア教育セクター再生イニシアティブ（以下、「イニシアティブ」という。）」を発表し、初等・中等前期教育を合わせた基礎教育課程における STEM（科学・技術・工学・数学）教育及び職業教育（農業科目、調理や裁縫を含む家庭科目、内装や設備工事等工業科目等）の拡充を打ち出した。FME は STEM 教育及び職業教育を重視した新カリキュラムを 2025 年 9 月から導入予定である。

また、基礎教育政策の実施を担うナイジェリア全国基礎教育委員会（以下、「UBEC」という。）は、初等教育の質向上を目的に 2024 年に「Effective School Program」（以下、「ESP」という。）を立ち上げ、各州 3 校、計 111 校の公立小学校を地域拠点モデル校として指定し、同校において理科実験室やコンピューター室、技術室、家庭科室等を優先的に整備し、新カリキュラムに基づく教育の実践を進めることとしている。

加えて、UBEC は、男子に対する女子の就学率を示す Gender Parity Index（以下、「GPI」という。）が 2022 年時点で 0.96 であり、就学率における男女格差が存在する（UBEC、2022）ことを踏まえ、「普遍的基礎教育へのロードマップ 10 年計画」（以下、「ロードマップ」という。）を策定し、2030 年までに GPI を 1 とすることを目標として、女性教員育成奨学金プログラムや、女子児童も安心して利用できる男女別トイレ施設

数の増設や手洗い場等の衛生設備の整備等、女子児童が安心して学べる環境整備を掲げている。

しかしながら、高い人口増加率を背景とした初等教育の就学人口急増に対応が追い付かず、新カリキュラム導入に向けた施設整備や女子児童の安全・安心のための環境整備が進んでいない。UBECは、マッチングファンド制度（基礎教育施設・機材整備のためにUBECが指定する一定金額の予算を確保した州に対し、UBECが同額の予算を配布するもの）の設立等を通じ、各州における教育予算の確保を推進しているが、地域拠点モデル校を含め、状態が良い（窓・屋根・壁が整った教室であり、黒板や机等最低限の設備が整っている）公立小学校教室の割合はナイジェリア全国で51%に留まっている。また同様に、トイレ施設のある公立小学校は22%、安全な飲料水を確保できる割合は29%に留まる等、女子児童が安心して学べる環境整備も進んでいない。

なおJICAは、理数科目の学力水準が低い同国の状況を踏まえ、これまで教員の能力向上による教育の質の改善を目指し、技術協力プロジェクト「初等理数科強化

（Strengthening Mathematics and Science Education。以下、「SMASE」という。）」

（2006-2009、2010-2014）等を通じ、限られた学校施設・機材の中で、初等教員の理数科分野の指導力向上を支援してきた。その結果として現職教員向けのSMASE研修がナイジェリア政府に内製化される等の成果が導かれたが、更なる協力成果の拡大と教育の質の改善を実現するためには、施設・機材の設備が喫緊の課題である。

「初等理数科教育及び職業教育のモデル校における教育環境整備」（以下、「本事業」という。）は、過去のJICA技術協力により導入された現職教員研修が継続実施されており、かつマッチングファンドの必要予算を確保し積極的に学校施設の改修・強化を進めている連邦首都行政区（Federal Capital Territory。以下、「FCT」という。）、ナサラワ州、ベヌエ州の地域拠点モデル校への初等理数科教育・職業教育関連施設・機材及び女子児童の学校での学習継続に資する施設の整備により、教育環境改善及び小学校教育における男女格差の是正を図るものであり、政策上の優先度も高い。

（2）教育セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

対ナイジェリア連邦共和国国別開発協力方針（2023年9月）における重点分野として

「包摂的かつ強靱な社会の構築」が定められ、包摂的で質の高い教育の提供を支援するとしている。対ナイジェリア連邦共和国JICA国別分析ペーパー（2022年12月）においても主要開発課題「誰も取り残されない社会の実現」にて、教育環境の改善はナイジェリアにおいて重要な課題であると分析されている。また、JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）では「8. 教育」、クラスター事業戦略では「誰一人取り残さない教育改善クラスター」に該当し、本事業はこれら方針、分析及び戦略に合致する。

また、特にボコ・ハラム等武装勢力の台頭により、同国では多くの国内避難民（IDPs）が発生しており、本案件の対象地域にも多くのIDPsが生活している。これら地域で女子の就学促進も支援する本案件は、日本政府の掲げる「第3次女性・平和・安全保障（WPS）に関する行動計画（2023-2028年度）」にも資するものである。

(3) 他の援助機関の対応

UNICEF は、女子教育プロジェクト (Girls Education Project、2004～2019) を通じ、ナイジェリア北東部・北西部において、女子児童のノンフォーマル教育の拡充を含む初等教育支援 (特に小学校低学年を対象とする校舎建設や識字・基礎計算力の習得支援) を実施した。

世界銀行 (以下、「世銀」という。) は、2025 年開始予定の成果連動型借款「HOPE-Education」を通じ、地域の学校教育委員会 (以下、「SBMC」という。) 及び地域コミュニティの協力の元、州政府または LGA による学校の施設・機材整備を支援する。「HOPE-Education」は、コミュニティ協働型の学校運営・管理体制推進を行う予定であり、本事業を通じて供与した施設・機材の維持管理に係る連携が期待できる。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、初等教育課程において STEM 教育・職業教育を実践するための環境整備を通してナイジェリア政府の人的資源育成強化を支援するものであり、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致しており、SDGs ゴール 4 (質の高い教育)、ゴール 5 (ジェンダー平等) に貢献することから、本事業を実施する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、FCT、ナサラワ州、ベヌエ州の地域拠点モデル校において、STEM 教育及び職業教育に必要な施設・機材及び女子児童の学校での学習継続に資する施設の整備を実施することにより、教育環境の改善及び初等教育課程における男女格差の是正を図り、もって産業人材育成に寄与するもの。

②事業内容

ア) 施設、機材等の内容

地域拠点モデル校における教育設備の整備 (5 校)

【施設】教室棟、特別棟 (理科実験室、ICT 室、家庭科室、技術室等の特別教室等)、フェンス、トイレ施設等。

*いずれもバリアフリー構造とし、作業台などの高さも考慮する。加えてトイレ施設等は女子・女性が安心して利用できるよう安全に配慮した設置等にする。

【機材】理科実験用機材・機器、ICT 機材 (PC・タブレット端末等)、職業教育用機材 (作業工具、調理器具等)、校内通信設備 (Wifi ルーター)、家具、等

*なお、理科実験に係る消耗品等の補充はナイジェリア側で負担。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工管理、調達補助、導入機材の維持管理説明等

ウ) 調達・施工方法

案件内容に鑑み、被援助国あるいは周辺国の企業を施工業者として想定し、かかる調達国条件に基づき設計・積算を行うことを検討する。一般的な建設資機材は現地調達とする。実験用機材及び ICT 機材は、同国に代理店があれば日本調達、日本又は同国で調達困難な機材は第三国調達を想定。③本事業の受益者（ターゲットグループ）

対象校の児童（約 5,528 人：女子 2,673 人、男子 2,855 人）

④他の JICA 事業との関係

対象となる FCT、ナサラワ州、ベヌエ州においては、JICA 技術協力プロジェクト「初等理科強化プロジェクト（Strengthening Mathematics and Science Education。以下、「SMASE」という。）」（2006-2009、2010-2014）によって導入された現職教員研修が継続実施されている。本事業の支援対象である地域拠点モデル校は SMASE で導入された現職教員研修の会場でもあるため、本事業で整備される理科実験室や実験用機材が SMASE 研修で活用され、現職教員研修の質向上に資することが期待される。

（2）事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

実施機関：ナイジェリア全国基礎教育委員会（Universal Basic Education Commission：UBEC）

協力機関：対象地域の州教育省（State Ministry of Education）、州基礎教育委員会（State Universal Basic Education Board：SUBEB）、地方教育局（Local Government Education Authority：LGEA）

② 他機関との連携・役割分担

世銀の成果連動型借款 HOPE-Education の SBMC 活性化に係る活動等と連携し、施設の維持管理強化を図る。また、他ドナーは学校外での教育や就学率の向上を中心に支援しており、これらは学校教育環境改善を図る本事業と相互補完関係にある。

③ 運営／維持管理体制

UBEC が対象地域の SUBEB へ維持管理費用予算を配賦、SUBEB が各学校へ支給。ESP へは優先的に予算が割り当てられている。（3）安全対策

調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。対象となる FCT、ナサラワ州、ベヌエ州は外務省危険レベル 2 となっている。治安状況を踏まえ事業実施方法やサイト選定について慎重な検討を行う。

（3）環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

（4）横断的事項

建設する教室や特別棟はバリアフリーとし、女子児童が安心して利用できる男女別トイレ等の整備を支援し、障害のある児童や女子児童の就学継続及び促進に貢献する。

(5) ジェンダー分類：

■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由>協力準備調査にて、女子児童（不就学児童含む）の就学や学習環境、STEM教育などに関するジェンダー課題を特定し、取り組み案と指標案の検討・策定を行うため。

(6) その他特記事項

STEM教育用機材（理科実験器具等）、職業教育用機材（作業工具類・マシン等）については、新カリキュラムの基準を満たすよう留意する。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2023年実績値)	目標値(2032年) 【事業完成3年後】
対象校において、良好な環境で理科の授業を受ける児童の数(人/年)	XXXX	3000
対象校において、良好な環境で研修を受ける教員の数(人/年)	XXXX	150
対象校において、第5及び第6学年の女子中退者数及び割合(人/年)	96	XXXX

(2) 定性的効果

理数科及び職業教育強化の授業の質の改善。女子児童の就学意欲の向上、学習環境に対する教員・児童の満足度。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ナイジェリア向け無償資金協力「第二次小学校建設計画」（評価年度2016年）の教訓では、学校施設維持管理マニュアルは作成されたものの、その後の活用や維持管理体制の強化に繋がっていない状況が事業完成後に発生し、学校施設の老朽化や荒廃が進み、教育環境の維持が困難になる結果につながった。本事業においては、事業実施後の維持管理体制が十分に確立されなかった場合に相当することから、事業実施後の維持管理体制が定着せず、供与機材が不適切に管理されないよう、事業計画段階から事業完了後まで継続的に、実施機関である UBEC や対象地域を管轄する州教育省、SUBEB、LGEA と事業実施後の維持管理体制の協議・合意を図ることをプロジェクト計画に反映させた。

6. その他

(1) 前提条件・外部条件

(2) 今後のスケジュール(案)

(3) 留意点等

7. JICA 検討結果

以 上

[別紙資料] STEM 教育促進のための地域拠点地域拠点モデル校整備計画 環境社会配慮

[別紙資料] STEM 教育促進のための地域拠点モデル校整備計画 地図

別紙

STEM 教育促進のための地域拠点地域拠点モデル校整備計画 環境社会配慮

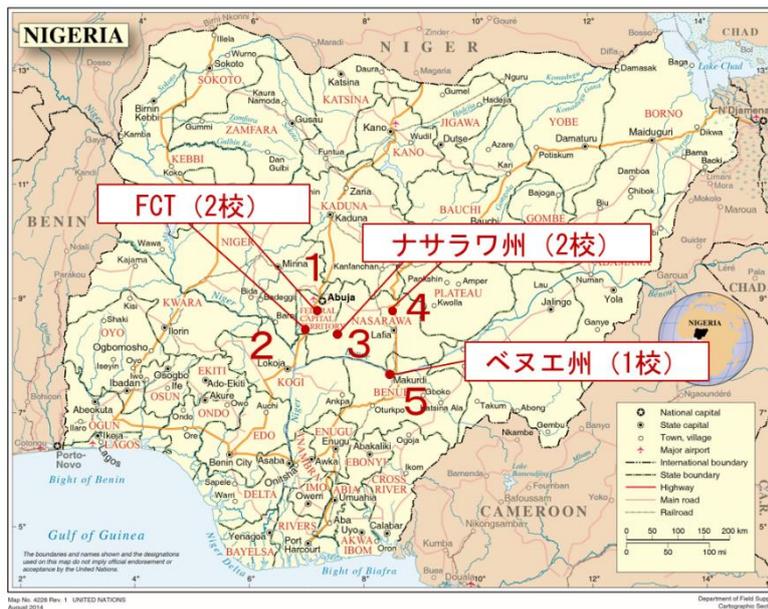
①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以上

別紙

STEM 教育促進のための地域拠点モデル校整備計画 地図



プロジェクトサイト

1. Science Primary School Kuje
2. Science Primary School Abaji
3. Pilot Primary School Kofar Kudu
4. Islamiya Pilot School Nasarawa Eggon
5. St. Theresa's Primary School Wurukum

出典 : United Nations ([Nigeria | Geospatial, location data for a better world](#)) より JICA 作成

自然条件調査 仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、要請内容も勘案の上、本邦コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

（1）地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

成果品：測量図等

（2）地質・地盤調査

目的：建築物の基礎設計に必要な情報を収集する。

内容：サウンディング試験、ボーリング調査等（対象となる建造物の延床面積は6,500平米を想定）。また膨張性土等の有害土の有無の確認。

成果品：地質・地盤調査報告書等

（3）地下埋設物確認

目的：工事に支障をきたす可能性のある地下埋設物の有無を確定する。

内容：試掘等

成果品：地下埋設物報告書

3. 対象サイト：対象サイトを調査対象とすることを前提として計画する。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：アフリカ地域の理数科教育及び職業教育分野における調査業務または初中等教育分野における無償資金協力事業

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ナイジェリア国及びアフリカ地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年8月中旬より事前準備を開始し、2025年9月中旬～下旬より第一次現地調査を行い、その後に解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は特記仕様書の実施方針及び留意事項を参照のこと。2026年7月下旬より第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施する。2026年9月までに概略設計・概要資料、2026年10月までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約21.18人月

2) 渡航回数を目途 延べ9回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形測量
- 地質・地盤測量

➤ 地下埋設物調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ナイジェリア連邦共和国 基礎教育学びの改善へ向けた情報収集・確認調査

2) 公開資料

- ナイジェリア連邦共和国 初等理数科教育強化プロジェクト終了時評価調査報告書
- ナイジェリア連邦共和国 第二次小学校建設計画準備調査報告書
- ナイジェリア連邦共和国 オヨ州小学校建設計画準備調査報告書

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海

外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 対象サイトであるナサラワ州とベヌエ州を含む州境移動を伴う陸路移動には武装警官を3人帯同すること。最新の同国安全対策措置を確認し必要な措置を講じてください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

97,187,000 円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は、定額計上があります（10,104,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めず。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地再委託費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	10,000,000 円	地形測量、地質・地盤 測量、地下埋設物調査	現地再委託
2	安全対策経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (6) 安全管理2)」	104,000 円	警察官備上費、警察 官宿泊費	一般業務 費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

ナイジェリア国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 17,000 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)